

富山新庄フットボールクラブジュニア会則

(名称)

第1条 本クラブは、富山新庄フットボールクラブジュニア（略称：富山新庄 FCjr）（以下「本クラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、子供たちのサッカー技術の向上と心身の健全な育成を図ると共に、子供たちのスポーツへの正しい理解を深め、礼儀・努力・協力・公正等のスポーツマン精神を養いながら、相手を尊重し自己の最善を尽くせるスポーツマンシップを涵養することを目的とする。

2 本クラブは、各種活動を通じ地域社会とのつながりを深め、地域スポーツの振興に貢献する。

(組織)

第3条 本クラブは、クラブを主宰する代表のもと、指導者部会、クラブ事務局（クラブマネージャー）、クラブ員及び父母の会をもって構成する。

2 指導者部会は、総監督、監督及びコーチにより構成され、クラブ運営の中心となり、クラブ員の指導・育成を行う。

3 クラブ事務局は、クラブマネージャー及び事務の執行に必要とされる局員により構成され、クラブ運営全般の事務を行うと共に、サッカー協会、富山サッカー友の会及び他クラブ等との連絡調整並びに指導者部会と父母の会の連絡調整を行う。

4 父母の会はクラブ員の父母（保護者）により構成され、その組織及び運営については別に定めた「父母の会会則」によるものとする。

5 代表、総監督、監督、コーチ、クラブマネージャー、クラブ事務局員、父母の会会長及び父母の会副会長をもって、本クラブの役員とする。

6 本クラブに、顧問及び相談役を置くことができる。

(事業)

第4条 本クラブは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クラブ員のサッカー技術習得のための実技指導及び講義
- (2) 各種サッカー大会への参加及び練習試合の実施
- (3) 本クラブ主催大会の開催
- (4) 指導者、クラブ員及び父母等の相互の親睦を図るための各種行事の開催
- (5) その他、必要と認める活動

2 事業の運営については、代表の統括のもと、指導者部会、クラブ事務局及び父母の会が協力して行うものとする。

(クラブ員)

第5条 本クラブに入部を希望する子供は、保護者の承諾の上、「入部申込書兼同意書」（様式1）により申し込むものとする。

2 本クラブに入部できるのは、原則として、富山市立新庄小学校、富山市立新庄北小学校及び近隣の小学校の校下に居住する小学生とし、サッカーができる健康状態にある子供とする。

3 クラブ員の他のサッカークラブ等との二重登録は認めない。

4 クラブ員は、クラブ内はもとより家庭や学校生活等においても、本クラブのクラブ員であることに誇りを持ち、スポーツマンとして規律ある生活を送るように努めるものとし、クラブの

名誉を傷つけるようなことはあってはならない。

- 5 前項の規定に著しく反すると認められる場合においては、本クラブは、指導者部会の決議をもって、当該クラブ員に対し休部の勧告又は除名することができるものとする。
- 6 クラブ員が退部するときは、書面により届け出るものとする。

(クラブ費)

第6条 クラブ費の金額については、役員会で協議の上、別に定めるものとする。

- 2 クラブ費の徴収は、父母の会で行う。

(会計)

第7条 クラブ費の支出は、サッカー協会への登録費、大会参加費、各学年の活動費、事務局費、クラブ行事費及び備品購入費等に充てる。

- 2 本クラブの会計年度は、総会の翌日から始まり、翌年度総会日で終わる。
- 3 クラブ費の執行管理及び会計処理は、父母の会で行う。

(安全対策及び事故責任)

第8条 クラブ員は、スポーツ安全保険に加入するものとする。

- 2 クラブ員は、施設利用に関する諸規則、施設管理者及び指導者（監督及びコーチ）の指示に従って行動するものとし、指導者は安全対策に関し細心の注意をもって指導するものとする。
- 3 クラブ活動中（練習及び試合中又は引率中）に不測の事故や受傷があった場合の傷害補償等については、スポーツ安全保険又は自動車保険（任意保険）の賠償範囲内で処理するものとする。

(総会)

第9条 本クラブの総会は、毎年一回開催するものとし、代表が召集する。ただし、指導者部会又は父母の会から要請があった場合は、臨時総会を開催することができるものとする。

(役員会)

第10条 本クラブの役員により、必要に応じ役員会を開催し、クラブ運営事項に関し協議するものとする。

(会則の変更)

第11条 本会則の変更については、総会において審議され、その出席者の多数において承認されなければならない。

(細則)

第12条 本会則に定めのない事項に関しては、本会則の趣旨に従って、役員会で協議の上定めるものとする。

附 則

この会則は、平成22年3月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年1月22日から施行する。